

事業を成功させる 知財活用術

2022年1月22日

弁理士 眞下 晋一

知的財産(知財)とは？

- 人間の創造的活動により生み出されるもの
- 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
(知的財産基本法)

→目に見えない「財産」

知的財産の具体例



出典: 日本弁理士会「ヒット商品はこうして生まれた」

知的財産の役割

- ・アイデア： 課題を解決するための技術
- ・デザイン： 訴求力を持つ外観
- ・ブランド： イメージづくり、信用力の向上
- ・営業秘密： 製造ノウハウ、顧客リスト等

→ 事業と結びつくことで価値が生じる

権利化の必要性

<知的財産の特徴>

- 模倣が容易
- 多数の人が同時に利用可能

<権利化のメリット>

- 他社の模倣を防止 → 売る力を維持
- 自社固有の知的財産を顕在化
→ 取引先、顧客へのアピール

主な知的財産権

- ・技術的アイデア： 特許権
 - ・デザイン： 意匠権
 - ・ブランド： 商標権
- 特許庁に出願して審査・登録を受ける必要
-
- ・著作権、営業秘密
- 一定の要件を満たせば自動的に保護

商標

商品・サービスのブランドイメージを伝える媒介

文字



登録第5122692号
権利者:カルビー株式会社

図形



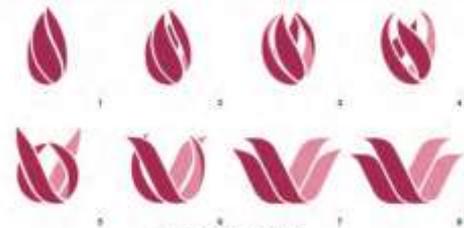
登録第4733751号
権利者:東京地下鉄株式会社

立体的形状



登録第4157614号
権利者:株式会社不二家

動き



登録第5804316号
権利者:株式会社ワコール

音



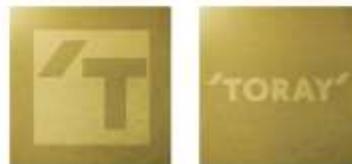
登録第5804299号
権利者:久光製薬株式会社

色彩のみ



登録第5930334号
権利者:株式会社トンボ鉛筆

ホログラム



登録第5948330号
権利者:東レ株式会社

位置



登録第6034112号
権利者:日清食品ホールディングス株式会社

※特許庁「事例から学ぶ商標活用ガイド」

商標登録の主な要件

- ・ 自他商品（サービス）の識別力
普通名称、記述的商標（商品等の特性表示）
は不可 例：「はちみつレモン」
- ・ 出所混同や品質誤認が生じない
他人の登録商標と類似する商標、
需要者が商品等を誤認する商標は登録不可

商標権の活用事例



Da Reyaシリーズ

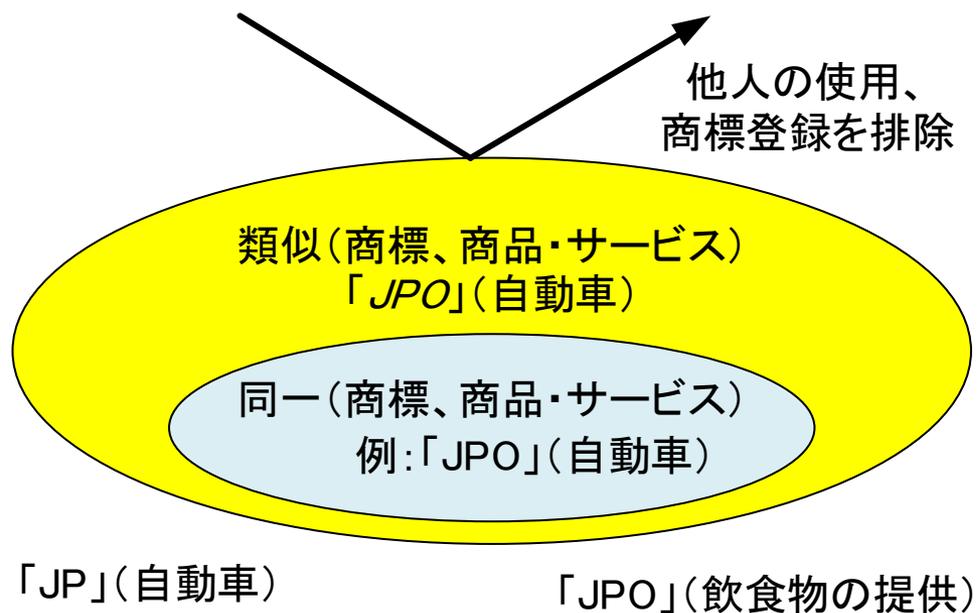
<https://blog.livwel.co.jp/kakudaisuisen/>



出典: 特許庁「事例から学ぶ商標活用ガイド」

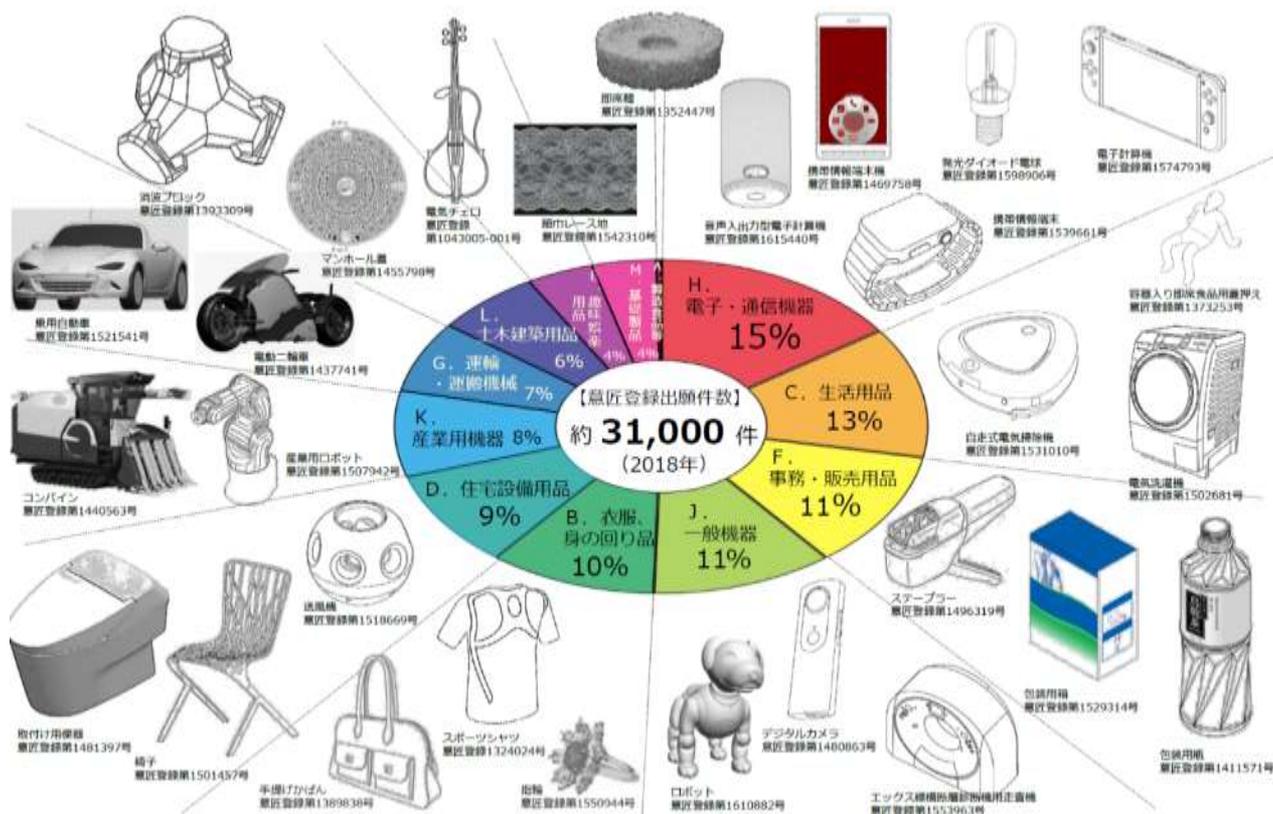
商標権の効力

需要者が混同するおそれがある範囲を保護



意匠

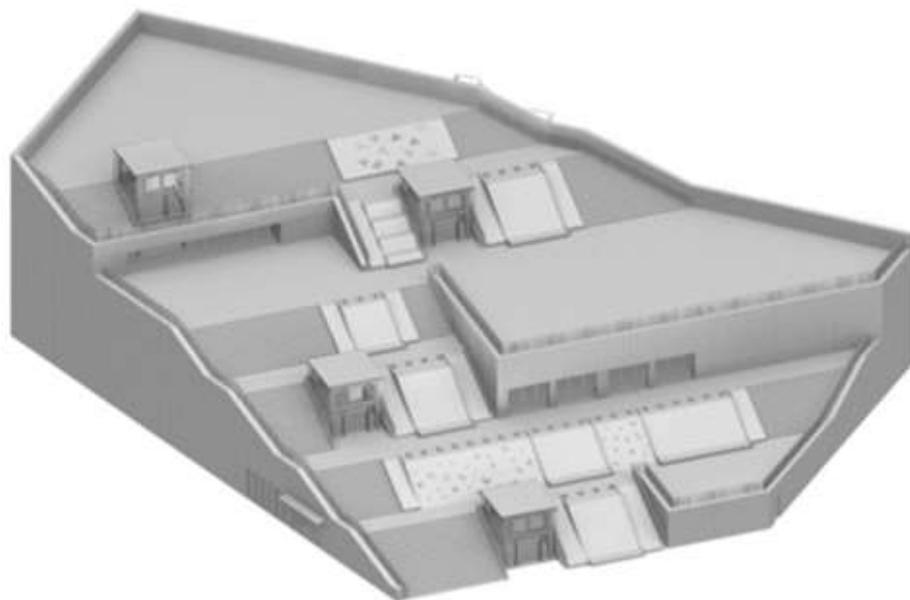
物品・建築物の形態、画像（機器の操作・表示）



※特許庁資料

建築物意匠の登録例

・意匠登録第1671773号「商業用建築物」



ユニクロ PARK 横浜ベイサイド店

画像意匠の登録例

・意匠登録第1698162号

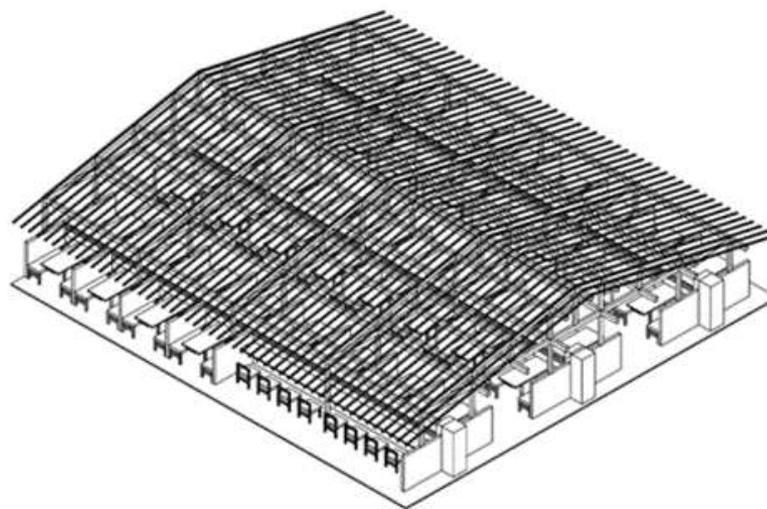


・意匠登録第1679390号



内装意匠の登録例 (統一的な美観)

- ・意匠登録第1671153号「回転寿司店の内装」



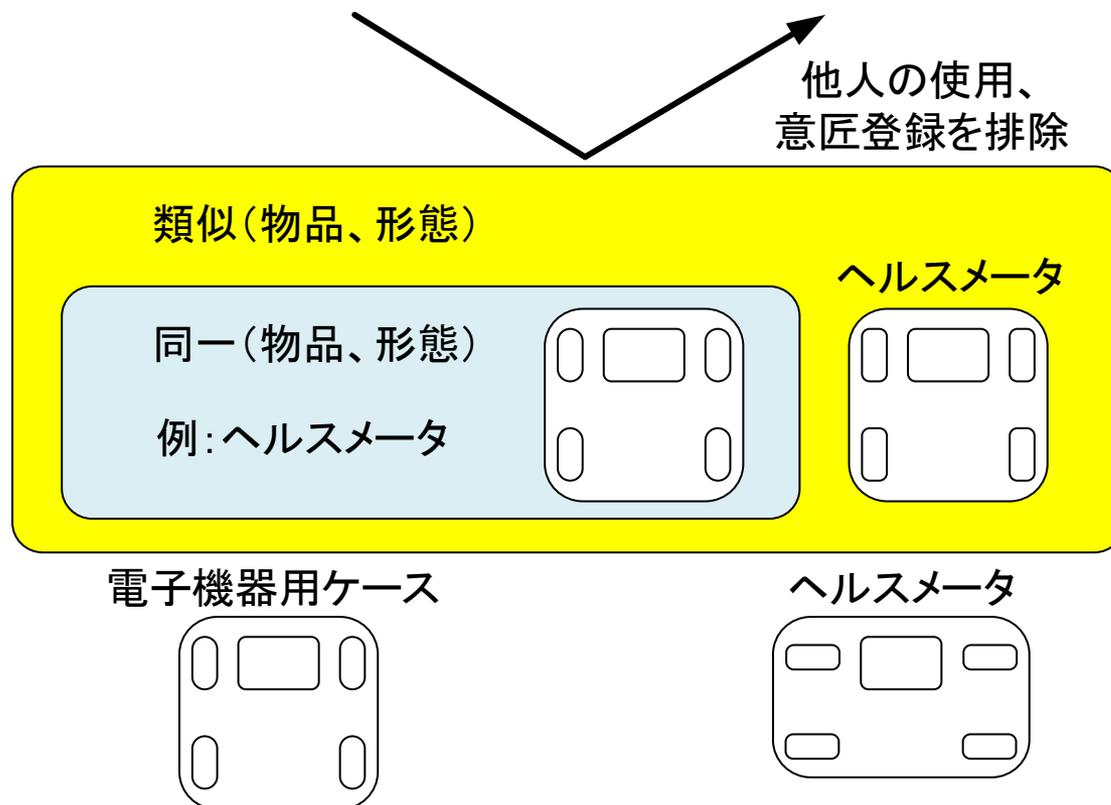
くら寿司浅草ROX店



https://www.sign.or.jp/about_sda/business/sda-award/2020-2

意匠権の効力

需要者の美観が共通する範囲を保護



意匠と商標の活用

意匠権：出願から最長25年

商標権：10年ごとに何度でも更新可能

・商標登録第5384525号



・商標登録第5272518号



特許

課題に対する新たな解決手段(発明)を保護

課題や着想が一般的： 解決手段のハードル高い
→ 特許性(進歩性)が認められにくい

課題や着想が斬新： 解決手段のハードル低い
→ 特許性(進歩性)が認められやすい

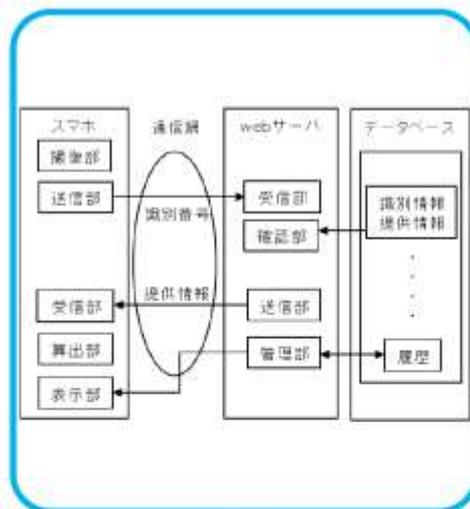
特許の具体例



ビジネス方法

- ビジネス／サービスの方法の発案は、ICTや特定の技術の専門家でもなくとも十分可能。

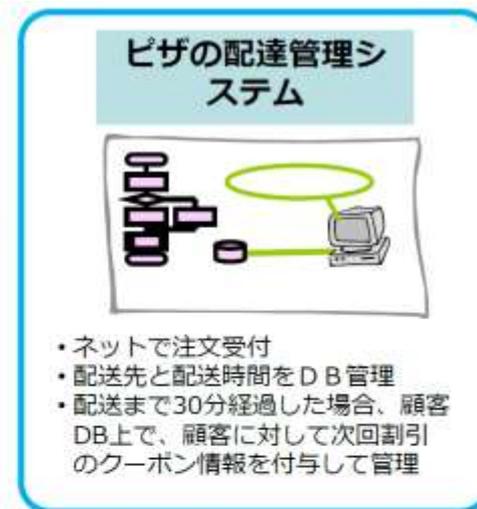
×



ICT

- ICT自体に新規性や進歩性は不要。既存のシステムやICTツール(クラウドサービスや汎用のAIツール等)を活用してよい。

=



ビジネス関連発明

- ソフトウェアによる情報処理が、ネットワークやコンピュータを使って具体的に実現
= **特許の可能性あり**

→新規性、進歩性等の一般的な特許要件の判断へ

※特許庁資料

特許権の効力

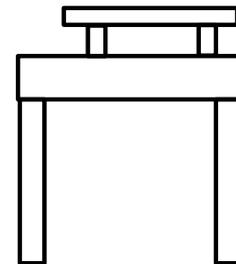
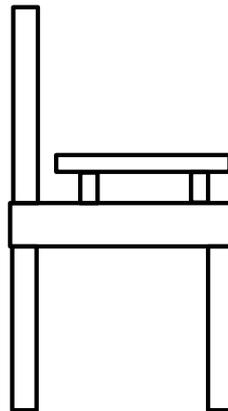
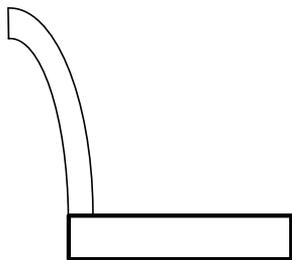
特許発明の技術的範囲を保護

「特許公報」(注:「公開特許公報」とは異なる)の【特許請求の範囲】の欄に記載された構成要件を、対象製品が全て備えるか否か？

特許請求の範囲：

- a. 座部と、
- b. 座部の縁部から起立する背もたれと
- c. を備える椅子。

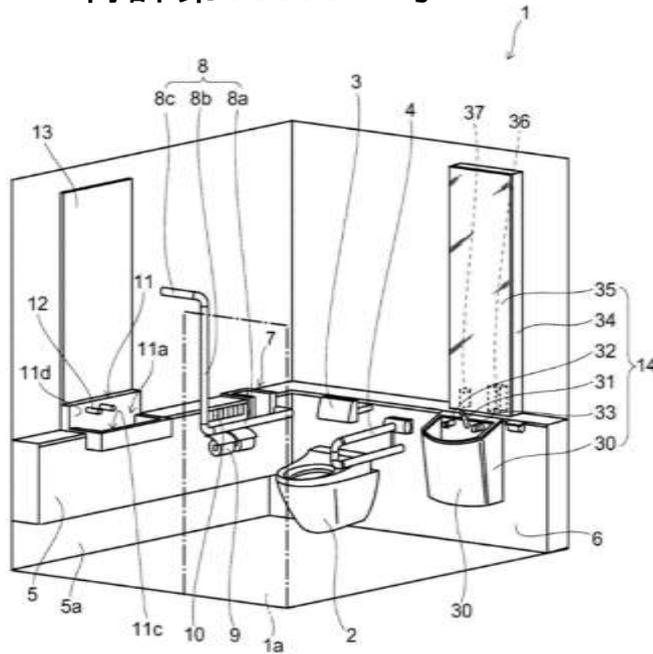
<権利が及ぶのは？>



知財ミックス

異なる権利による多面的な保護

・特許第5865574号



・意匠登録第1329767号



知的財産活動のメリット

メリット1

他との違いが「見える化」される

- ・知的財産権を取得することで、自社の技術や商品の特徴が「見える化」され、他社との違いが明確になる

メリット2

社員の「レベルアップ」を推進できる

- ・従業員のモチベーションアップや、社内の創意工夫の促進に役立つ
- ・ノウハウなどの強みの共有で、社員のスキルが向上する

メリット3

競争する企業との「競争で優位」に立てる

- ・模倣品の開発の阻止に役立つ
- ・新たな競合者の参入防止に役立つ

メリット4

取引先との「交渉力」を強化できる

- ・技術力のある、信頼性の高い企業であることを取引先に示すことができる
- ・大手との交渉で「当社にしかできない理由」を示すことができる

メリット5

顧客にオリジナリティーを「伝える」ことができる

- ・自社がもつ独自性（オリジナリティ）をPRすることができる
- ・知的財産権をもつことで「本物感」や「安心感」を与えることができる

メリット6

パートナーとの「関係づくり」に生かせる

- ・知的財産権をライセンスすることで自社の技術や商品を他社に「使ってもらう」ことができる
- ・パートナーとなる相手方にも「当社と組む理由」を示すことができる

※特許庁資料

知的財産の調査

出願・使用する前に調査

④ (商標) 商標出願・登録情報画面

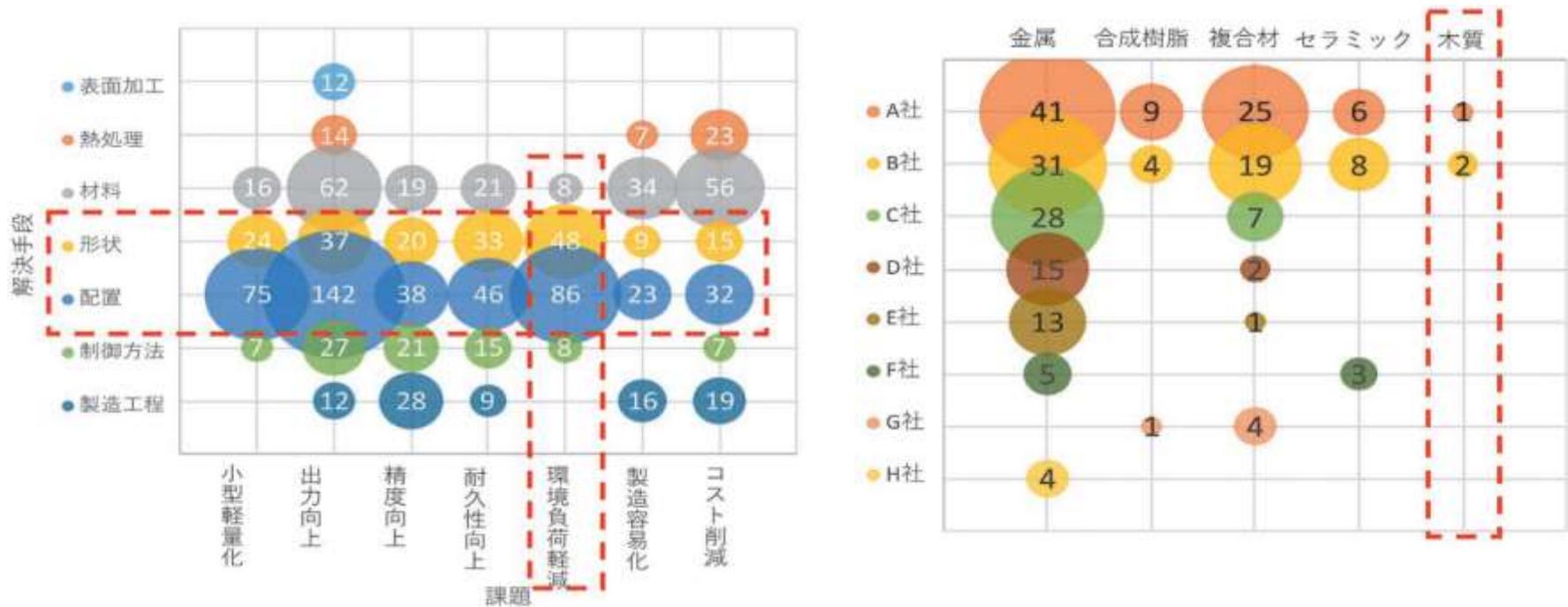
誤操作を防ぎ直感的な操作を可能とする、
分かりやすいボタン配置と色彩設計、
簡潔な操作説明

商標のタイプ 立体商標 音商標 動画像商標 プログラム商標 色彩のみからなる商標 記号商標

検索サイト「J-PlatPat」
での商標調査画面

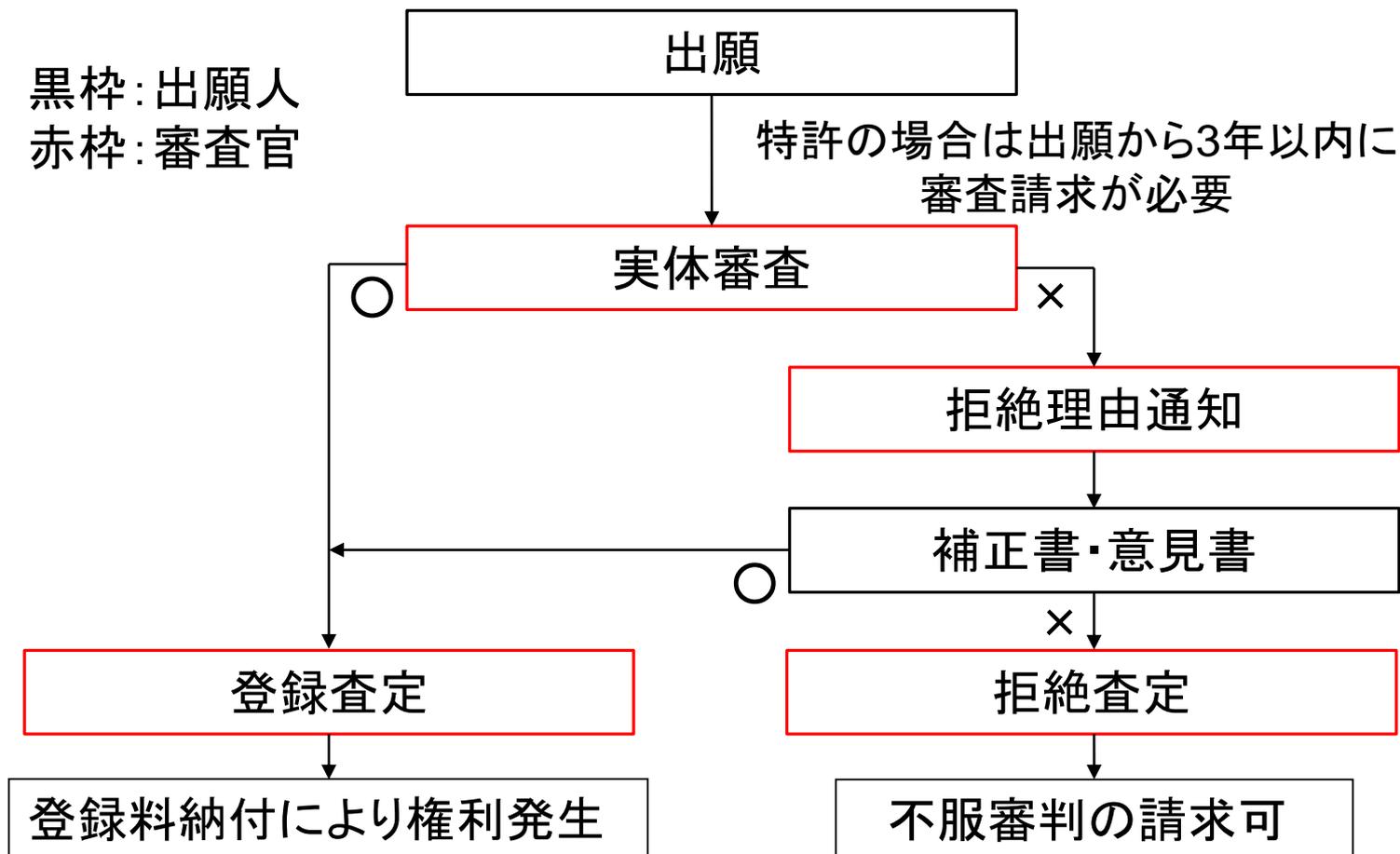
立体商標や音商標などの商標からも検索可能となるよう、
検索項目として商標のタイプを採用

特許調査の活用例



<https://www.inpit.go.jp/content/100872508.pdf>

出願から登録までの流れ (特許、意匠、商標)



中小企業向けの支援策

人的支援



アイデア段階から権利取得までをサポートします

知財総合支援窓口

権利化すべきか秘匿化すべきかのアドバイスを受けられます

営業秘密・知財戦略相談窓口

要望に応じて知財セミナーを開催できます

産業財産権専門官

支援のポイント

これらのアイコンを表示

専門家・人材育成に関連するサポート



情報提供によるサポート



資金によるサポート



詳しく知りたい方は🔍検索キーワードからもアクセスできます！

情報提供



他社の知財情報を調査できます

J-PlatPat

特許（登録）料の支払い期限を通知します

特許（登録）料支払期限通知サービス

知的財産を経営に生かしている中小企業の成功事例をご紹介します

特許庁知的財産活用事例集

顧客とのコミュニケーションツールを活用できます

知財金融ポータルサイト

資金



中小企業は料金が減免されます

特許料減免

外国出願に要する費用の1/2が助成されます

外国出願補助金

海外での係争費用が助成されます

防衛型侵害対策支援

特許情報分析（特許マップを無料で作成）の支援を受けられます

特許情報分析活用支援

※特許庁資料

ご清聴ありがとうございました

文責 弁理士 眞下 晋一（ましも しんいち）
特許業務法人アローインターナショナル 共同代表
〒541-0041 大阪府中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル8F
TEL: 06-6232-3200 / FAX: 06-6232-3201
e-mail: mashimo@arawore.com